

廿日市市総合健康福祉センター(山崎本社 みんなのあいプラザ)

貸出施設利用のご案内

(令和8年10月1日改正)

1 開館時間及び休館日

開館時間	8時30分から22時まで(ただし、貸出施設の使用時間は9時から21時30分まで)
休 館 日	12月29日から翌年の1月3日まで

2 貸出施設

部屋名	階	面積 (㎡)	予定 定員	机椅子等	利 用 用 途	備 品 ・ 備 考
健康指導室	2	100.33	60	机 20 椅子 60	・健康増進に関する各種研修、講座、会議など多目的に利用できます。	・スクリーン ・演台 ・暗幕
栄養指導室	2	42.50 (畳3.8)	24	机 8 椅子 24	・調理室との併用のほか、各種研修、講座、会議など多目的に利用できます。	
調理室	2	115.57	50	調理台4台 昇降式2台 丸椅子50	・グループでの料理教室、催しに合わせた食事づくり、食の研究などに利用できます。	・調理用具一式 (下足厳禁)(清掃・洗浄 励行)
健康増進室1 及び 健康増進室2	2	121.02	—	フロア	・健康体操、ダンスなどのサークル活動に利用できます。	・鏡 (下足厳禁・飲食厳禁)
健康増進室2		73.78				
会議室	2	66.22	27	机 9 椅子 27	・各種研修、講座、会議などに利用できます。	
音楽室	2	51.78	15	机 5 椅子 15 丸椅子 2	・音楽会、コーラスなどのサークル活動に利用できます。 舞台もあります(打楽器使用不可)	・スクリーン ・デジタルピアノ ・譜面台
作業室1	2	27.76	12	作業台 2 椅子 12	・陶芸、木工、クラフト、絵画、工芸などの創作活動に利用できます。	
作業室2	2	31.35	12	作業台 2 椅子 12		・窯室同時使用
窯室	2					・陶芸用電気窯
多目的ホール	1	295.52 (354.86 待合含む)	250	机 18 椅子250	・各種研修、講演、会議、催物など多目的に利用可。 ・親子室(椅子5・ベビーベット2)が2階にあります。 ※暗幕はありません。	・スクリーン ・演台、花台、司会者台 ・昇降式舞台 ・音響設備一式
講座室	3	129.48	90	机 30 椅子 90	・各種研修、講座、会議などに利用できます。	・スクリーン ・演台、花台 ・掲示ボード ・暗幕

3 貸出施設の使用料

申 請 者	目 的	使用料
登録団体(市内の保健・福祉団体 または市内の公共的団体)	健康の増進若しくは福祉の向上 又は教育、文化その他公共的事業	無料(ただし陶芸用電気窯(窯室)を除く)
その他の団体	健康の増進若しくは福祉の向上 又は教育、文化その他公共的事業	通常料金(別表)
	上記以外の場合	通常料金(別表)の2倍

※営利を目的として使用することはできません。

※場合によって事業計画書・報告書、収支予算書・決算書等の提出を求めています。

(別表)

(単位：円)

区 分	使用時間	使用料
		1時間までごとに
健康指導室	9時から21時30分まで	530
栄養指導室		220
調理室		620
健康増進室1及び健康増進室2		650
健康増進室2		390
会議室		350
音楽室		270
作業室1		140
作業室2		160
多目的ホール		1,910
講座室		690

※ この表に定める使用時間を超えて施設を使用する場合の使用料の額は、超過時間ごとに、その区分に係る使用料の1時間当たりの額に1.5倍した額となります。この場合1時間未満は1時間とみなします。

※ 貸出施設の使用は30分単位で申請することが可能ですが、この場合は1時間として使用料を計算します。

4 貸出附属設備使用料

設 備 名	使 用 料	使用できる施設
陶芸用電気窯（窯室）	素焼1工程につき 580円	作業室2（窯室） （あらかじめ窯出し日時を指定し、作業室2の予約を必ずしてください。）
	本焼1工程につき 1,340円	
固定式音響設備（多目的ホール用）	1式4時間までごとにつき 1,000円	多目的ホール
演台付きマイク一式（レクチャーアンプ）	1式4時間までごとにつき 170円	各部屋
ポータブルマイク	1式4時間までごとにつき 170円	各部屋
液晶プロジェクター	1式4時間までごとにつき 670円	音楽室・健康指導室・講座室・多目的ホール
電源装置（持込器具類）	1回につき 50円	各部屋
シャワー	1回につき 100円	健康増進室1・2 （別途、部屋代徴収）

5 貸出施設の使用申請

申請受付期間	① 健康の増進若しくは福祉の向上又は教育、文化その他公共的事業を目的とするとき	使用日の6月前から
	② 上記①以外で使用する時	使用日の3月前から
申請受付時間	1 オンライン（ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス）・・・24時間利用可能 2 貸館受付窓口・・・土、日、祝日、年末年始を除く平日の9時00分から16時30分まで	
問い合わせ先	山崎本社 みんなのあいプラザ 1階貸館受付 電話：0829-20-0555（平日9時～16時30分） ※電話での利用申し込みはできません。	
受付順位	先着順とします。	
使用料還付	既納の使用料は、次の場合以外は還付しません。 ① 災害等により、施設を使用できなくなったとき。 ② 市の都合により許可を取り消し、又は変更したとき。	
使用許可制限	次のいずれかに該当する場合、使用を許可しません。 ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 ② 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。（臭気、火気及び周囲に音が達する楽器、音響使用など） ③ 公益上必要があると認める場合を除くほか、専ら営利を目的として使用する時。（物品展示、宣伝、販売、勧誘など） ④ 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 ⑤ 廿日市市総合健康福祉センターに関する条例・規則又は使用許可条件に違反したとき。 ⑥ 虚偽その他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。 ⑦ その他管理及び運営上支障があると認められるとき。（飲酒・飲食目的、遺体持込みなど）	

6 施設使用にあたっての注意事項について

(1) 定員

使用施設の定員を超えないよう計画的に運営を行ってください。

(2) 使用時間の厳守

使用時間には、「入室・準備」から「後片づけ・退室」までの時間を含みますので、時間内には全て終了してください。

(3) 後片づけ

施設内の机・椅子等は、使用終了後必ず元の状態に戻してください。また、持ち込んだ機材・用具等は全て片付け、撤去し、室内の掃除を行ってください。

(4) ゴミ

施設の使用に伴い発生したゴミは、使用者側で責任を持ってお持ち帰りください。

(5) 物品の販売、広告物の配布等

原則として、館内では寄附金の募集、物品の宣伝・販売、行商、広告物等の配布・掲示等はできません。

(6) 警備・誘導等

混雑が予想される場合は、使用者側において相応の警備、車の誘導等ができるようあらかじめ警備員等の手配をしてください。

(7) 火気等の使用禁止

施設内での火気（ろうそく、ライター等）の使用はできません。

(8) 機材・用具等の持ち込み

大量、巨大、大音響を発する機器等他のお客様に迷惑をかける機器の持ち込みはできません。また、使用時間前の持ち込み、宅配便等での搬入はご遠慮ください。事故・盗難についての責任は、負いかねます。

(9) かさ

雨天の場合、各入口に用意してあるかさ袋で、なるべく各施設までかさを携帯するよう参加者に案内してください。

(10) 消耗品

お茶、ふきん、ぞうきん、ごみ袋、事務用品（紙、セロテープ、ホッチキス、筆記用具等）などの消耗品、各種ケーブル等の備品は、必要に応じて使用者側で用意してください。

(11) 使用上の注意

- ① 使用許可された目的以外で施設を使用しないでください。
- ② 使用許可された以外の施設や附属設備は使用しないでください。
- ③ 各部屋の附属備品等は室外に持ち出さないでください。
- ④ 壁、柱、窓、扉等にテープを貼り付けたり、鋸、釘等を打つことはできません。
- ⑤ 敷地内は全面禁煙です。
- ⑥ 館内は所定の場所以外では、飲食できません。
- ⑦ 貴重品等は各自で責任をもって管理してください。盗難・事故等の被害についての責任は負いかねます。
- ⑧ 非常口、通路、消火設備の周囲には物を置かないでください。
- ⑨ その他、他人の迷惑になるような使用はご遠慮ください。
- ⑩ 施設、附属設備等を破損した場合は、その損害を賠償していただきます。
- ⑪ 周囲の部屋に音が達するような催し物はご遠慮ください。

7 お問い合わせ先

738-8512

廿日市市新宮一丁目13番1号

山崎本社 みんなのあいプラザ

(廿日市市総合健康福祉センター) 1階 貸館受付

TEL (0829) 20-0555

FAX (0829) 20-1611

